

きのこ生産資材等価格高騰緊急対策事業交付金

飯山市単独事業

(国の重点支援地方交付金活用事業)

国際情勢等により生産資材価格高騰の影響を受けているきのこ生産者の負担を軽減し、経営の持続化を図ることを目的に、国の「重点支援地方交付金」を活用し、「きのこ生産資材等価格高騰緊急対策事業」を実施します。

【対象となる方】

- (1) 飯山市内に住所を有する者（法人にあっては、本店又は主たる事務所を市内に有する者）で、市内できのこを生産・出荷する者
- (2) 市税等の滞納がないこと
- (3) 次年度以降も営農を継続する意欲を有する者

【対象品目】

菌床きのこ

【対象数量】

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの出荷数量

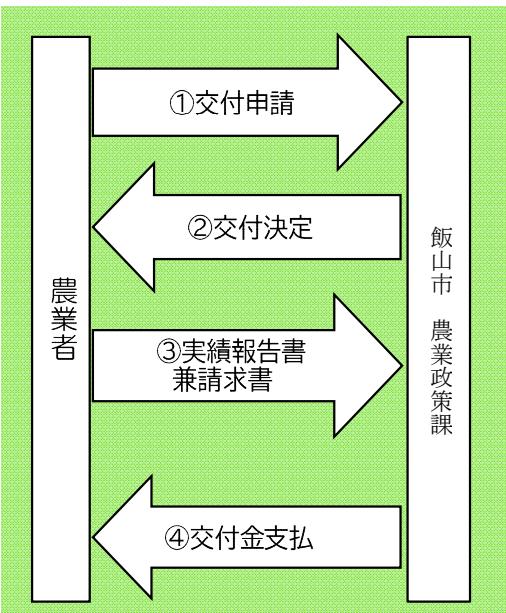
【交付単価】

1キロあたり※6円を上限とし、申請書が提出された後、予算の範囲内で決定します。

例) 交付単価が6円で、出荷数量が55,600キロの場合

単価 6円×55,600キロ = 333,600円 **交付金 333,000円** ※千円未満切り捨て

【手続きの流れ】



1. 交付申請手続き

(1) 提出書類

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・令和7年4月1日から令和8年3月31日までの出荷実績が確認できる書類

(2) 提出期限 令和8年4月27日（月）

2. 実績報告・請求手続き ※交付決定後の手続き

(1) 提出書類

- ・実績報告書兼請求書（様式第3号）
- ・振込先口座通帳の写し

(2) 提出期限 交付決定通知の際にご案内します

詳しくは市のホームページをご覧いただけます。下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 飯山市 農業政策課 農業振興係

電話：67-0729（直通） FAX：62-6221 E-mail：nourin@city.iiyama.nagano.jp